

【様式2-1関係】

地域医療介護総合確保基金事業に係る施設・設備整備事業計画の作成要領

1 施設・設備整備事業共通事項（新規事業は、別に指定する期限までに管轄する保健所に相談すること）

(1) 各事業の経緯、概要等を具体的に記入すること。

①病床の機能分化・連携を推進する基盤整備事業

どのように病床の機能分化・連携、病床の転換を行うのかを、整備しようとする圏域における地域医療構想に照らして具体的に記入したうえで、それに合わせた施設整備、設備整備である旨を説明すること。（単なる施設整備、設備整備、病床の機能転換を伴わない整備は対象外）

② I C T を活用した地域医療ネットワーク基盤整備

地域医療ネットワークの基盤整備であるため、原則として愛媛県医師会が整備した医師会ネット（EMAネット）を利用し、他の病院、診療所等との診療情報共有のネットワーク化を図る整備が対象。（院内のみに係るもの（電子カルテ、ナースコール等）は対象外）

なお、本事業の実施に当たっては、「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の一部改正について（令和4年3月24日付け医政発0324第13号・政統発0324 第3号厚生労働省医政局長・厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）通知）の別紙に定める厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとすることとする。

また、関係する医療機関同士での事前協議（特にNW運営費用負担等）は十分に行うこと。

③療養環境整備事業 ④医療教育設備整備事業 ⑤職場環境改善整備事業

整備しようとする圏域における地域医療構想に照らして、整備しなければならない理由（必要性）を具体的に記入すること。（単なる施設整備、設備整備は対象外）

(2) 各事業計画書（様式）に注意書きがあるものについては、それに従うこと。

(3) 事業計画策定にあたっては、関係法令等を遵守し、疑問点については管轄内の保健所又は県庁医療対策課へ事前に相談・協議すること。

(4) 施設整備にあたり財産処分を要するものについては、原則として返還が生じることから、「厚生労働省所管一般会計等補助金等に係る財産処分について」の様式により財産処分承認申請書（案）を作成して提出する必要があるので、事前に県庁医療対策課へ協議すること。

(5) 用紙サイズはA4に限る。添付資料等は拡大・縮小コピーでサイズを統一すること。

(6) 後日、さらに詳細な説明資料等を求めることがあるので、指示があった場合は遅滞なく提出すること。提出できない場合は基金事業として採択しない場合がある。

2 施設整備事業

(1) 「所在地」欄は、移転新築の場合は、移転前後の所在地を記入すること。

(2) 数値を記入する欄については、小数点以下が生じる場合は小数点以下第3位を切捨て第2位まで記入すること。

(3) 「構造の種類」欄には、鉄筋コンクリート、ブロック等の施設構造の種類を記入すること。

(4) 添付書類（用紙サイズはA4に限る。拡大・縮小コピーでサイズを統一すること。）

①整備区域を含む建築物ごとの整備前と整備後の平面図

②前記整備後の平面図には、整備区域内にある病室の病床数、壁芯面積、内法面積、1床ごとの病室面積及び各室の用途を記入すること。

③整備前と整備後の建物の配置図（整備前の配置図には竣工年次を記入すること）

④見積書

3 設備整備事業

(1) 納入実績等を十分勘案の上、事業費の根拠となる資料を必ず添付すること。

（見積書、カタログ等。見積りは、原則、2者以上から徴すること。）

(2) なお、見積書等を提出する場合においては、原則割引後の価格とし、実勢価格を調査のうえ過大に見積ることのないようにすること。